

令和4年6月22日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4

2 入札参加資格停止措置期間 令和4年6月22日から令和4年12月21日まで（6カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社銭高組の元使用人は、防衛省近畿中部防衛局発注の岐阜（2）評価施設新設建築その他工事において、防衛省近畿中部防衛局職員（当時）から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第7項「談合又は競売入札妨害による逮捕等（一般工事等）」に該当する。

「契約規程」

措 置 要 件	期 間
別表第4第7項 イ「役員等又は使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。」	逮捕又は公訴の提起を知った日から6カ月以上12カ月以内